

## 長野県産花き輸出PR用動画制作業務 仕様書

この仕様書は、長野県農政部園芸畜産課（以下「委託者」という。）が行う、長野県産花き輸出PR用動画制作業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

長野県産花き輸出PR用動画制作業務

### 2 目的

長野県産花き輸出PR用動画を活用し、海外花き輸出バイヤーへ県産花きの品質・生産者の匠の技・県内の育種家による優良品種等の魅力を発信し、取引意欲をかき立てることで、新規取引に繋げ、輸出拡大を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和4年3月11日（金）

### 4 業務内容

次のとおり。

#### (1) 動画の本数及び品目

2本（輸出主要品目のトルコギキョウ、ラナンキュラス各1本）

#### (2) 基本コンセプト

- ・今まで取引の無かった海外バイヤーが取り扱いたいという意欲が湧くような動画にすること。
- ・長野県の輸出主要品目であるトルコギキョウ、ラナンキュラスの「品種」、「品質」、「生産者の巧みな技術」、「生産者の思い」、「栽培環境」等の観点から、魅力を十分に発信できる訴求力の高い内容とすること。特に、長野県の世界最高峰の「品質」については、最大限のPR効果が発揮できるような内容とすること。

※県産のラナンキュラスは花のオリンピックと称される「フロリアード2012」の品種コンテストにて最高賞を受賞したほか、トルコギキョウも上位を独占。

- ・トルコギキョウ、ラナンキュラスの使用シーンのイメージが伝わる内容とすること。

#### (3) スケジュール

##### ア 動画撮影

トルコギキョウ：令和3年7月～9月

ラナンキュラス：令和3年11月～令和4年2月

※撮影時期、場所等は、委託先決定後、委託者と協議のうえ、決定する。

撮影回数は、品目毎に3回程度とする。

##### イ 納品

トルコギキョウ：令和3年11月30日

ラナンキュラス：令和4年3月11日

(4) 撮影

- ・撮影場所、撮影内容の調整を委託者と協議のうえ、実施すること。

(5) 編集

- ・配信用動画の時間は5分程度とすること。

- ・動画には字幕スーパー（英語、中国語）、BGM等を入れ、編集すること。

※字幕スーパーに必要な翻訳は、委託者が行い、データを提供しますので、動画への挿入をお願いします。

- ・BGMを使用する場合には、オリジナル音楽または自由に使用可能な音楽を使用すること。BGMの選択についてはあらかじめ委託者と協議すること。

- ・編集後、動画はYou Tubeへ掲載すること。

(6) その他

- ・撮影に伴う経費（交通費、カメラマン等の人件費等）は、全て委託料に含まれる。ただし、出演者等への謝礼が必要な場合は、委託者が支出する。

5 成果品

(1) 提出物

制作した動画は、mp4形式及び編集可能な形式で電子データを提出すること

※USBメモリ等の電子媒体での提出とする

(2) 提出先

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部園芸畜産課（長野県庁5階）

(3) 提出期限

別途委託者が定める期日までに提出すること

(4) その他

業務の実施による成果品は、画像・映像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること

6 業務等の報告

(1) 事業実施計画書

受託者は事業実施計画書を契約日から15日以内に委託者へ提出すること

(2) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求があった場合には、速やかに進捗状況を報告すること。

(3) 委託業務完了報告書

受託者は、成果品として、委託業務完了報告書を別途委託者が定める期日までに提出すること。

## 7 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

## 8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分注意し、流出、損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品を第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

## 9 その他

- (1) 業務の性質上他業者に再委託しなければならない業務及び効果の飛躍的な向上が見込めるときは、業務の一部を再委託することができる。ただし、その際はあらかじめ委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (3) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を実施すること。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、受託者と委託者の協議の上、書面によりこれを定める。
- (5) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。
- (6) 本事業における成果品の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるととする。